

よりいブランド研究会里山八珍事業募集要領

令和7年7月24日会長決裁

1 事業の目的

よりいブランド研究会（以下「会」という。）の里山八珍事業（以下「本事業」という。）の推進を図るに当たり、公募により里山八珍を認定・拡充することで、地域ブランド力（認知度）を向上させ、自然の恵みを生かした寄居町ならではの自慢の逸品の発掘・創成を目的とする。

2 用語の定義

- (1) 地元事業者 寄居町内に本社又は事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人をいう。ただし、寄居町のPRや地域ブランドの向上、産業振興に寄与すると会が判断する場合はこの限りではない。
- (2) 地元特産品 寄居町のPRにつながるもので、地元事業者が生産、製造、加工、採取、栽培等を行った商品をいう。
- (3) 参加事業者 地元特産品の販売、提供等を行っている地元事業者のうち、この要領の規定に基づき里山八珍の提案を行い、会の認定を受け、よりいブランド研究会里山八珍事業参加事業者同意書（様式第3号）（以下「同意書」という。）を提出した者をいう。
- (4) 里山八珍 地元特産品のうち、寄居町の認知度を向上させるものとして会の認定を受けたものをいう。

3 事業のメリット

- (1) 里山八珍の公募を実施することにより、地元事業者に対し、地元特産品の開発等を促すことが見込まれる。
- (2) 里山八珍を会ホームページ等へ掲載し、広くPRを行う。
- (3) 町公共施設等にPRポスターの掲示及びチラシの配架を依頼し、町内に広くPRを行う。
- (4) 参加事業者は、当会が主催・共催・参加する事業にて里山八珍を販売できるものとし、これにより新規顧客の獲得及び販路の拡大が見込まれる。
- (5) その他里山八珍のPRに関する施策を会として積極的に推進する。

4 参加要件

本事業に参加することができる地元事業者は、次の各号に掲げる要

件のいずれも満たす者とする。

- (1) 地元事業者（法人の場合その代表者含む）若しくはその従業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (2) 特定の宗教又は政治団体について宣伝し、又は支持する意図がないこと。
- (3) (1)～(2)に掲げるもののほか、申し込み者として不適当と認められないこと。

5 応募要件

本事業に応募することができる地元特産品は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 常温保存が可能で、賞味期限が納品時から1ヶ月以上あり、持ち帰りが可能であること。
- (2) 下記のア～オの中で1つ以上に該当するものであること。

ア 寄居町内において生産されたもの、または、寄居町内において生産されたもので、他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）

イ 原材料の主要な部分（50%以上）が寄居町内で生産されたもの

ウ 寄居町内において製造、加工、採取、栽培等の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

エ 前ア～ウに該当する地元特産品と当該地元特産品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該地元特産品の価値が、提供するものの価値全体の70%以上であるもの

- (3) 販売実績があり、今後も常に販売できる状況にあること。
- (4) 製造・販売について、許可又は認可を必要とするものは、当該許可等を得ていること。
- (5) 業界での製造基準、表示義務を満たしていること。
- (6) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
- (7) 各種法令等に違反していないこと。
- (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、里山八珍として不適当と認められないこと。

6 公募方法

公募は、寄居町商工会等を通じて周知し、募集するとともに、その他会が適切と認める媒体に掲載することにより随時公募するものとする。

7 里山八珍の提出方法

里山八珍を応募しようとする地元事業者は、よりいブランド研究会里山八珍提案書（様式第1号）（以下「提案書」という。）に次に掲げるものを添えて会に提出するものとする。また、この規定にかかわらず、会が不要と認めるものは添付を省略することができる。

- (1) 地元事業者・地元特産品の紹介文書及び写真等（電子データ等）
- (2) 地元特産品の現物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会が必要と認めるもの

8 里山八珍の選定

里山八珍の選定は、次により行う。

- (1) 会は、提案書により里山八珍の提出があった場合は、内容を審査し、選定するものとする。また、選定したときは、その結果を、よりいブランド研究会里山八珍審査結果通知書（様式第2号）により、地元事業者に通知する。
- (2) 認定を受けた地元事業者は、同意書を提出するものとする。

9 認定の取消

会は、参加事業者が要件に適合しなくなつたと認める場合、応募内容等に虚偽があった場合又は会に損害を及ぼす行為があった場合は、当該認定を取り消すことができる。

10 参加事業者の責務

参加事業者は、以下の責務を負う。

- (1) 里山八珍の生産、製造及び適正な品質管理体制を整えるとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めること。
- (2) 里山八珍の提供に係る事故又はトラブル等が発生した場合には速やかに会へ報告し、参加事業者として真摯に対応して解決に努めること。（品質等による保証や苦情対応については、会は一切責任を負わない。）
- (3) 本事業の実施に係る事業所の権利及び義務を会の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (4) 会が行う本事業推進に係る広報等に使用するため、里山八珍に関するデータの提供等、必要な協力を行うものとする。

- (5) 会の事業に積極的に参加し、地域ブランド力（認知度）の向上に努めること。

1 1 個人情報の取り扱い

参加事業者は、会から提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、里山八珍の販売以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。参加事業者でなくなった後においても、同様とする。

1 2 里山八珍内容の変更

- (1) 参加事業者が里山八珍の内容等を変更しようとするときは、よりいブランド研究会里山八珍変更認定申請書（様式第4号）を会に提出するものとする。
- (2) 会は、内容を審査するとともに、変更の認定・不認定を決定し、その結果を、よりいブランド研究会里山八珍変更認定申請結果通知書（様式第5号）により、参加事業者に通知する。

1 3 参加の辞退

参加事業者が参加を辞退しようとするときは、速やかに、よりいブランド研究会里山八珍事業参加辞退届出書（様式第6号）を会に提出しなければならない。

1 4 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、会が別に定める。